

# カームビラホール運営規則

## (目的)

第1条 この規則は、住民の福利厚生を目的に、岩見沢市幌向北1条6丁目76番地に設置したカームビラホール（以下「ホール」という。）の管理運営及び使用等について定めることを目的とする。

## (ホール運営管理)

第2条 ホールは、本会が運営管理し、管理業務については、委託することができる。

2 管理業務を受託した者（以下「管理人」という。）は別に定める「カームビラホール管理人業務規程」の定めにより管理業務を行う。

3 管理人にその他の業務を委託する場合は、委託業務内容に関する委託契約を取り交わす。

## (使用者の区分)

第3条 使用者は、本会会員を「会員」、それ以外の者を「一般」とする。

## (使用基準)

第4条 ホールの使用基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 本会活動に使用する場合。

(2) 会員及び一般が、趣味やスポーツ等で使用する場合。

(3) 葬儀等で使用する場合及び公共団体主催の行事で使用する場合。

(4) その他ホール運営部長が認めた場合。

## (使用申し込み)

第5条 ホールを定期使用する者は、「使用団体登録証」提出すると共に、使用する月の前月末までに「使用申込書」を提出する。なお、使用を停止する場合、使用団体登録内容を変更する場合は、速やかにその旨を報告すること。

2 定期使用者以外の使用については、前日までに「使用申込書」を提出すること。ただし、ホールの使用状況によっては当日でも申し込みすることができる。

3 管理人は、ホールの使用目的が不相当と認めた場合は、使用を認めない。

4 使用は原則として申し込み順位とする。ただし、葬儀の場合は、これを優先する。なお、申し込みが重複した場合の優先順位は、次のとおりとする。

1、会員が執り行う冠婚葬祭

2、公共団体主催の行事

3、一般が執り行う冠婚葬祭

4、本会の活動に使用する場合

5、会員が文化・スポーツ等で使用する場合

6、一般が文化・スポーツ等で使用する場合

7、その他ホール運営部長が認めたもの

5 使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。ただし、使用時間を変更するときは、あらかじめ管理人に報告すること。

6 年末年始（12月29日から1月3日まで）は休館とする。

(使用者の心得)

第6条 ホールを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際しては誠意をもって利用し、建物や備え付けの物品や備品を大切に取り扱い、破損・汚染等のないように使用すること。
- (2) 使用時間・使用場所・使用目的は厳守すること。また、みだりに他室に出入りしないこと。
- (3) 他の使用者の迷惑や、いかがわしい行為は絶対に行わないこと。
- (4) ホールにおいては火災防止に万全を図り、環境衛生に協力すること。なお、ホールは全面禁煙とする。
- (5) 使用した場所の清掃、後始末を確実にし、使用者が出したごみは必ず持ち帰ること。また、戸締りや消灯を必ず確認して、鍵を所定の鍵保管庫に収納すること。
- (6) 未成年者使用については、保護者・指導者など成人の立会を必要とする。
- (7) その他の使用にあたっての必要事項は、ホール内及び回覧物等で周知徹底を図る。

(使用料金)

第7条 使用料金については、「カームビラホール使用料金表」に定める。

2 使用料金の運用については、別に定める運用基準による。

(その他)

第8条 この規則に定めのない事項については別途協議し、役員会で協議する。

# カームビラホール使用料金表

令和4年11月1日

施設・備品	基本料金（3時間）		時間単価料金	暖房単価料金	備 考
	一 般	指定団体			
			1 時間	1 時間	
集会室全面	2,400 円	1,920 円	800 円	600 円	暖房使用時間は自己申告
集会室A面	1,500 円	1,200 円	500 円	400 円	暖房使用時間は自己申告
集会室B面	900 円	720 円	300 円	200 円	暖房使用時間は自己申告
和室2部屋	1,500 円	1,200 円	500 円	200 円	暖房使用時間は自己申告
和室1部屋	750 円	600 円	250 円	100 円	暖房使用時間は自己申告
厨 房	450 円	360 円	150 円	100 円	暖房使用時間は自己申告
カラオケ装置	900 円		300 円		
全館貸切1日	会 員	20,000 円	暖房期	27,000 円	暖房使用含む
	一 般	25,000 円		32,000 円	
全館貸切2日	会 員	30,000 円	暖房期	44,000 円	暖房使用含む
	一 般	40,000 円		54,000 円	

## 運用基準

- 使用料は基本料金（使用時間に関係なく使用開始から3時間までの料金）のほか、使用時間が3時間を超える場合は、1時間単位で超過料金を加算する。
- 3時間に満たない使用は、1時間単位の料金で使用受付できる。
- 当日使用の申し込みは、午前中に管理人と相談すること。
- 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間が含まれる。
- 料金体系を施設使用料金と暖房使用料金とする。
- 予約があり、使用当日管理人が帰宅後のキャンセルは使用料金100%発生する。意義の申し立ては、ホール運営部長と協議し判断する。
- 管理人が勤務中で空き施設があれば、1人100円で利用できる。但し暖房を使用する場合は暖房費として和室は1時間100円徴収する。集会室は暖房機1台につき1時間200円徴収する。
- 葬儀は、午後1時より翌日午後4時までの昼夜連続（貸切状態）を使用する場合とする（時間は凡その目安とする）。
- 販売・宣伝・講演など営利活動を目的に使用する場合は、上記料金の2倍額とし、展示物・機器等の持ち込みがある場合は、町内会長またはホール運営部長の承認を得る。
- 年間を通して月2回以上（1回3時間以上）使用しているサークルには、定期利用者として基本料金から2割を引いた料金とする。
- 小中学校・高等学校の児童・生徒が指導者または、引率者を伴ってクラブ活動を行う場合は、基本料金から2割を引いた料金とする。
- 厨房のみを使用する場合は、上記料金の2倍額とする。

使 用 団 体 登 録 証

年 月 日

1 団 体 名

2 使用目的（内容）

3 団体構成員（または人数）

4 代表者氏名・連絡先

5 使用計画

（例：毎週水曜日 13時から16時 和室A

月1回 3時間使用 集会室全面 など希望内容がわかるよう記載する）

## 附則

- 1、平成11年4月1日制定のカームビラ・ホール使用細則を廃止する。
- 2、この規則は平成19年1月21日より適用する。
- 3、この規則は平成20年1月27日より適用する。
- 4、この規則は平成22年4月18日より適用する。
- 5、この規則は平成29年4月16日より適用する。
- 6、この規則は平成30年4月15日より適用する。
- 7、この規則は平成31年4月14日より適用する。